

次 第

(1) 社会的養育推進計画策定に至る経過

〔資料 1 社会的養育推進計画策定に至る経過〕

(2) 社会的養育推進計画（新計画）策定要領について

〔資料 2 京都市社会的養育推進計画の策定要領について
参考資料 都道府県社会的養育推進計画の策定要領〕

(3) 京都市家庭的養護推進計画（現行計画）の進捗状況等について

〔資料 3 京都市家庭的養護推進計画の進捗状況及び「都道府県社会的養育推進計画策定要領」に基づく記載項目の現状について〕

(4) 今後のスケジュールについて

〔資料 4 スケジュール〕

社会的養育推進計画策定に至る経過

平成 23 年度	国：児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会 国：社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会 ○ 「社会的養護の課題と将来像」を策定 →（目標）施設の小規模化，地域分散化や里親等（FH 含む）への委託の推進
平成 24 年度	国：厚生労働省 ○ 「児童養護施設等の小規模及び家庭的養護の推進について」 発出 →（目標）平成 27 年度を初年度とし，15 年間で本体施設の全ユニット化及び本体施設，グループホーム，里親等への措置・委託児童数を 3 分の 1 ずつにする。
平成 26 年度	京都市 ○ 「京都市家庭的養護推進計画」策定 →（概要）「社会的養護の課題と将来像」に掲げられた将来像の実現を目指す」ことを基本方針とし，以下の 3 点を計画の柱として取組を進める。 ・ 本体施設：GH：里親≒ 1：1：1 を目指す。 ・ 本体施設は全体を小規模グループケア化するとともに，専門性の向上等による高機能化を目指す。 ・ 全施設が地域支援・退所者支援等に取り組み，地域の子育て支援の拠点となることを目指す。
平成 28 年度	国：厚生労働省 ○ 「児童福祉法」改正 ・ 子どもが権利の主体であることを明確化
平成 29 年度	国：新たな社会的養育の在り方に関する検討会 ○ 「新しい社会的養育ビジョン」の策定 →（概要） ・ 児童福祉法改正の理念を具体化するため，「社会的養護の課題と将来像」の全面的に見直し ・ 平成 28 年の「改正児童福祉法の原則」を実現するための主な改革項目
平成 30 年度	国：厚生労働省 ○ 「都道府県社会的養育推進計画の策定について」発出 →（概要） ・ 都道府県社会的養育推進計画策定要領の提示 ・ 策定期限：2019 年度末

京都市社会的養育推進計画の策定要領について

<社会的養育推進計画の位置づけ>

- 平成23年7月、取りまとめられた『社会的養護の課題と将来像』において、施設の小規模化や地域分散化、家庭的養護の推進、専門的ケアの充実等の基本的方向性が示された。
- 『社会的養護の課題と将来像』を踏まえ、本市所管各施設において「家庭養護推進計画」を策定し、また、本市においても平成27年度を始期とする「京都市家庭的養護推進計画」を策定した。
- 平成28年児童福祉法改正において、
 - ・ 子どもが権利の主体であること
 - ・ 家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実
 - ・ 家庭養育優先の原則、里親養育の推進
 - ・ 永続的解決（パーマネンシー保障）
 等が理念として掲げられており、これらの理念を具現化するため、「新しい社会的養育ビジョン」が平成29年8月にとりまとめられた。
- 「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現することが求められている。その過程においては、すべての子どもが健全に養育される権利を持つことを踏まえ、また、不利益を被ることがないように配慮することが求められており、その計画の円滑な推進のため、国から策定要領が示されている。
- 本市では、『新しい社会的養育ビジョン』において示された基本的考え方及び『都道府県社会的養育推進計画の策定要領』を踏まえ、京都市におけるこれまでの取組を見直しつつ、社会的養育推進計画を策定し、次期子ども総合計画に反映させる。

平成23年7月 「社会的養護の課題と将来像」提示

平成28年6月 児童福祉法改正

平成29年8月 新しい社会的養育ビジョン提示

平成30年7月 都道府県社会的養育推進計画の策定要領発出

大幅な見直し

京都市社会的養育推進計画の策定

京都市子ども総合計画（現・京都市未来こどもはぐくみプラン）

＜『都道府県社会的養育推進計画の策定要領』において示された計画に記載すべき事項＞

1 京都市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

以下の基本理念を踏まえた、体制整備の基本的考え方と全体像

- ① 子どもの権利保障と家庭養護優先原則を最優先に計画を策定すること。あくまで子どもの最善の利益を優先すること。
- ② 計画の進捗を評価できるよう、評価指標を設けること。
- ③ 各都道府県内の社会的養育の体制整備の全体像を記載すること。
- ④ 当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の参画を得て意見を求めること。

2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボガシー）

- ・ 一時保護や代替養育における権利擁護に関する取組（子どもへのアンケート調査等、子どもの意見聴取の方策、権利を擁護する方策等）

3 本市のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組

- ・ 各区の子どもはぐくみ室における相談体制等の整備及び子ども家庭総合支援拠点の設置に係る取組・人材育成支援の取組
- ・ 母子生活支援施設の活用に向けた本市の支援・取組（機能強化、人材育成等）

4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・ 代替養育を必要とする年齢区分別（3歳未満・3歳以上の就学前、学童期以降）の子ども数の見込み
- ・ 里親等委託が必要な子ども数の見込み

5 里親等への委託の推進に向けた取組

- ・ 里親に関する業務（フォスターリング業務）の実施体制の構築に向けた取組
- ・ 里親やF Hへの委託子ども数の見込み

6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・ 特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制構築のための取組

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 施設で養育が必要な子ども数の見込み
- ・ 代替養育が必要な子どもの見込みから、本市における社会的養育の在り方に関する計画を立て、それに基づいた施設の高機能化・多機能化及び地域分散化の取組

8 一時保護改革に向けた取組

- ・ 一時保護委託の子ども数（里親、一時保護所、その他の施設毎）、保護日数を踏まえた、一時保護ガイドラインに基づいた取組

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・ 社会的養護自立支援事業、就学者自立生活援助事業等の現状の実施率を踏まえ、自立支援策の強化に向けた取組

10 児童相談所の強化等に向けた取組

- ・ 児童福祉司の配置状況を含めた人材確保、育成の取組
- ・ 児童心理司、医師又は保健師、弁護士配置に関する計画

（留意事項）

- ・ 児童虐待対策体制総合強化プラン（新プラン）を踏まえた取組を進めること。
- ・ 2029年度を終期として、5年毎に区分して策定し、進捗状況については毎年度検証のうえ、必要な場合には、計画の見直しを行い、評価・公表すること。
- ・ 障害児福祉計画や地域福祉計画等と整合性が取れた計画とすること。

**京都市家庭的養護推進計画の進捗状況及び
「社会的養育推進計画策定要領」に基づく記載項目の現状について**

「京都市家庭的養護推進計画」では、策定年度である平成 27 年度を始期として、計画期間である 15 年後に「社会的養護の課題と将来像」に掲げられた将来像を実現するための方策等について定めました。

「家庭的養護推進計画」が 5 年目を迎える今年度、新たに「社会的養育推進計画」を策定していくために、「京都市家庭的養護推進計画」に定めた取組や数値目標等の現状を把握、分析し、計画策定に取り組んでいきます。

1 「京都市家庭的養護推進計画」の進捗状況

(1) 児童福祉施設等

- 本市では乳児院 2 箇所、児童養護施設 7 箇所、児童心理治療施設 1 箇所を所管しています（市内に所在する 8 箇所の児童養護施設のうち、1 箇所は京都府所管）。
- 本市における施設養育の歴史は長く、戦争孤児等を積極的に受け入れてきた歴史的経過から、児童人口に対する施設の定員数は、政令指定都市中 5 番目に高いなど、他都市と比較して充実しています。
- 京都市における子ども人口は減少傾向ですが、施設入所率は 80 % を超える高い割合で推移しています。

年度	26	27	28	29	30
施設入所者数（人）	410	400	374	361	341
施設定員（人）	438	438	418	418	424
施設入所率	93.6%	91.3%	89.5%	86.4%	80.4%
（参考）子ども人口 （各年度 10 月 1 日時点）	206,581	205,112	203,456	201,346	-

（乳児院・児童養護施設の合計、各年度末現在）

(2) 里親登録数・委託数

- 平成 27 年度に策定した「京都市家庭的養護推進計画」においては、里親委託率を 33 % まで引き上げることを目標として、里親登録の増加や里親支援の充実等に向けた取組を実施してきましたが、里親登録数及び委託児童数ともに微増に留まっています。

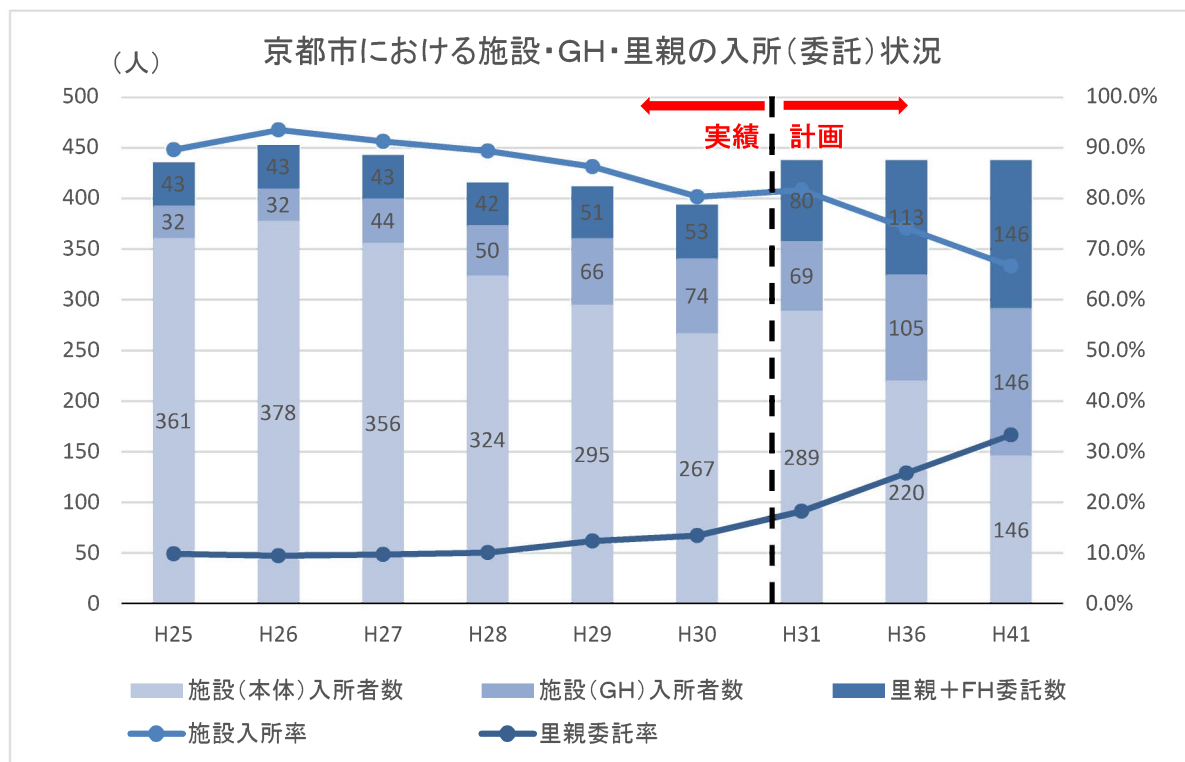
年度	25	26	27	28	29
里親登録数	94	95	98	102	106
委託里親数	28	31	36	35	41
委託児童数	39	37	38	40	48

（各年度末現在）

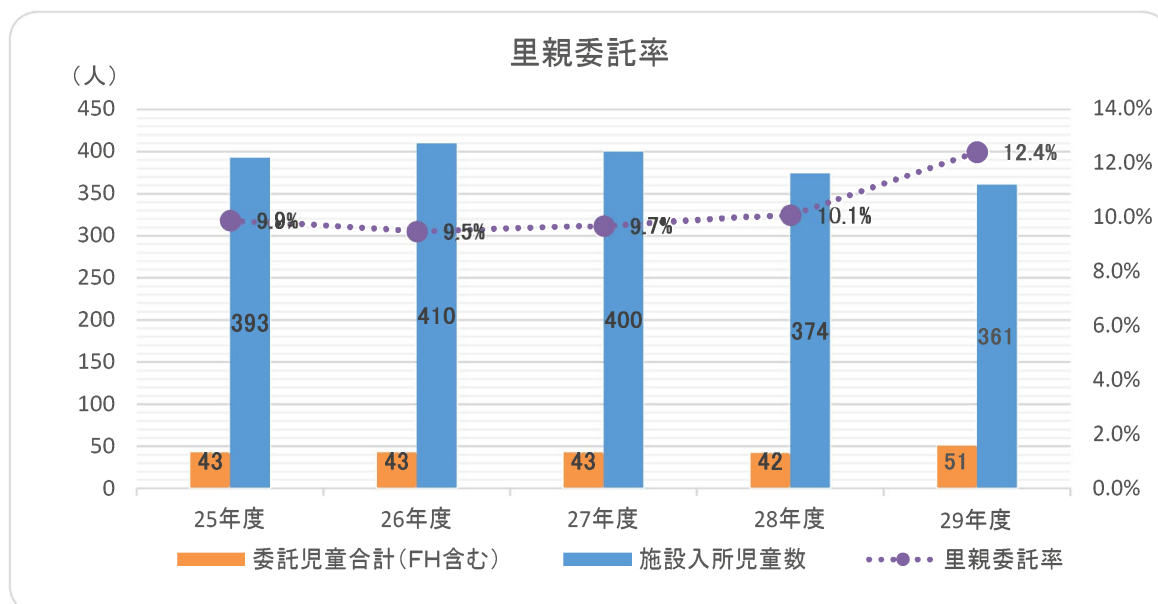
(3) 施設の小規模化及び里親委託率の状況

京都市家庭的養護推進計画においては、小規模な生活単位での児童処遇を行うために、児童養護施設等の施設内のユニット化（グループケア）を推進するとともに、地域分散化（グループホーム）を推進し、児童の処遇について、施設：グループホーム：里親の割合を1：1：1とすることを目標として取り組んできました。

なお、施設入所、グループホーム（小規模児童養護施設・分園型グループケア）、里親の入所（委託）状況及び家庭的養護推進計画における目標は以下のとおりです。



また、里親委託率については、微増していながらも、京都市家庭養護推進計画に掲げた目標には到達していません。



(各年度末現在 里親委託率＝里親委託児童数／(施設入所児童数＋里親委託児童数))

(4) 本市における里親支援の現状

- ・ 本市所管の乳児院、児童養護施設全てに里親支援専門相談員を設置しており、児童相談所、本市の委託を受けている里親支援機関（里親サポートセンター「青い鳥」）との連絡会議を設定し全市的に取り組んでいます。
- ・ 里親支援専門相談員については、担当行政区を定めた地域支援活動として、未委託里親への訪問や委託中里親の相談支援、地域毎の里親サロンの実施等の活動を行っています。
- ・ 「青い鳥」においては、心理的ケア、レスパイトケア事業の調整、里親への研修事業の実施等の機能により、地域における相談支援のバックアップ機能を担っているところです。

2 社会的養育推進計画に記載すべき事項に関する京都市の現状

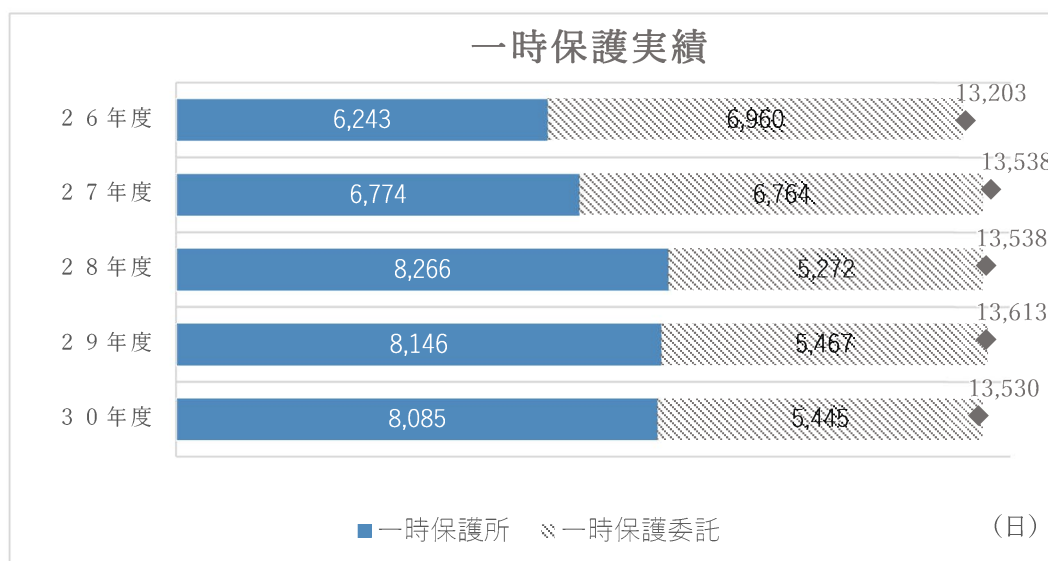
(1) 一時保護の現状

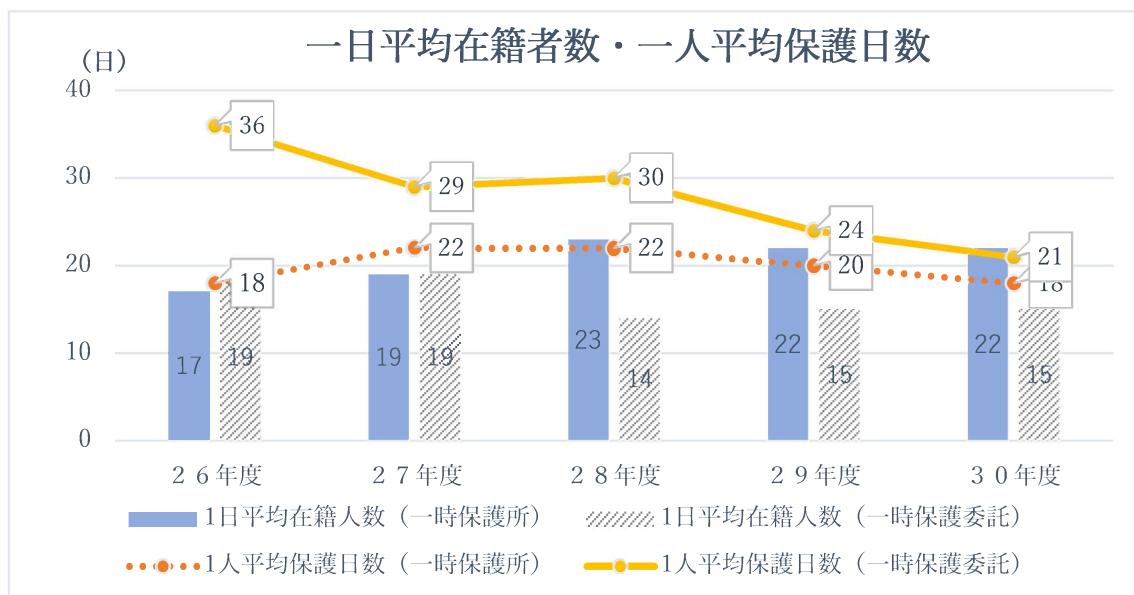
児童相談所が運営する一時保護所については、合築施設であった公営の情緒障害児短期治療施設「青葉寮」を平成28年度に移転・民営化し、空きスペースを活用した環境改善を行い、受入体制を整えたことで、前年度と比較し延べ保護日数が増加しました。

また、乳児については、一時保護所で受入れを行っていないため、全件乳児院において委託一時保護を実施しており、また、児童養護施設等においても、委託一時保護を実施し、地域の学校等へ通学することが可能となっています。

ここ数年、延保護日数の実績はほぼ横ばいであり、一人あたりの平均在籍日数は20日前後となっています。

なお、一時保護所については、今後、京都市地域リハビリテーション推進センター、京都市こころの健康増進センターとの3施設一体化整備が予定されています。





(2) 社会的養護自立支援（アフターケア）の現状

ア 平成29年度までの取組状況

国による支援策の積極的な活用に加えて、本市独自に、「退所児童就職・就学支度金支給事業」や「母子生活支援施設退所者住宅支度金支給事業」、「退所児童自立支援3事業」「退所児童等進学支援事業」といった、施設等退所者が社会における自立を支援することを目的とした取組を実施してきました。

イ 平成29年度「児童養護施設等退所者の生活状況及び支援に関する調査」の実施

平成28年度に実施した「貧困家庭の子ども等の実態把握」により見えてきた課題等や施設等退所者の状況を踏まえ、平成29年度に、施設等退所者を対象とした調査を実施しました。

本調査の結果から、施設等退所者への支援として、「相談窓口の明確化」をはじめ、「適切な時期に適切な情報を提供する必要性」、「居場所の確保」、「『つなぐ』支援の確保」という課題等が見えてきました。

調査の結果を踏まえ、平成29年度から相談窓口を設置するとともに、「食」等をテーマとした交流事業を実施しました。

また、入所中から退所後の社会生活に必要な知識を身に付けるための情報支援として、生活ハンドブック「船出のためのナビ」を発行しました。

ウ 社会的養護自立支援事業の実施（平成30年度～）

平成30年度からは、以下のとおり、社会的養護自立支援事業を実施しています。

<社会的養護自立支援事業概要>

事業名	事業内容
自立支援コーディネート事業 『つなぐ』支援 窓口 情報提供	本市所管の各施設に「自立支援コーディネーター」を配置し、退所後を見据えた継続支援計画を策定の上、退所後も定期的に電話連絡や家庭訪問等を行うことで状況を把握するとともに、計画に基づき自立生活を支援していく。

居住・生活支援事業 居場所	措置解除前の施設や委託解除前の里親等の居宅において居住の場を提供するとともに居住費，生活費を支給する。
一時的経費支給事業 (本市単費事業)	就職又は大学等に進学した際に，衣服類や家具什器等の購入経費を支給する。就職活動に要する経費として，原則6箇月以内を上限に，月額5，000円を支給する。
生活相談等支援事業 窓口 情報提供 居場所 「つなぐ」支援	入所中から，退所後に社会生活を送る上で必要な一般的な知識を身に付けるための講習会等を実施する。 措置解除，委託解除後も生活上の困りごと等の相談への支援や孤立を防止するために交流事業を実施する。 施設等職員に対し，活用できる支援策の理解を深めるための研修等を実施することで専門性の強化を図る。 入所中から退所後の社会生活に必要な知識を身に付けるためのハンドブック「船出のためのナビ」を配布する。

エ 児童養護施設等退所者修学費支給事業の実施（平成30年度～）

施設等退所者で，自ら生計を維持し，家族・親族等から援助を得られない者の進学を後押しすることを目的として，寄付基金を活用した「児童養護施設等退所者修学費支給事業」を実施し，修学費を支給しています。

(3) 地域における子ども家庭支援体制の現状

ア 子どもはぐくみ室における地域の子育て支援体制

行政区域内における子育て支援の相談・支援の拠点として，「子どもはぐくみ室」を各区役所・支所保健福祉センター内に設置しています。

「子どもはぐくみ室」では，行政区域内における子育て支援の相談・支援の拠点として，「子どもと家庭に関する総合相談」，「区域内の子育て支援ネットワークの構築」，「子育て支援情報の発信」といった活動を行っており，また，児童相談所と連携した支援も実施していることから，母子保健法に基づく子育て世代包括支援センター及び児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点に位置づけられています。

特に養育支援が必要な家庭に対しては，当該家庭の養育機能を回復し，適切な養育が行えるよう，子どもはぐくみ室の職員が個別支援計画をたて，支援方針に基づき家庭訪問等による継続的な寄り添い支援を行っています。また，妊娠中から出産後間もない時期（概ね1年程度）に家事・育児の援助を要する場合は，育児ヘルパーを派遣し，養育支援を実施しています。

なお，本市においては，地域家庭からの相談や，関係機関等との連絡・連携等の，児童家庭支援センターが実施することとされている事業について，各区役所・支所子どもはぐくみ室において実施していることから，同センターを設置しておりません。

＜養育支援が必要な家庭への訪問実績＞

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実家庭数	842	794	948
訪問延件数	2,726	2,449	3,179

＜育児支援ヘルパー実績＞

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実家庭数	198	218	208
延派遣回数	1,970	2,380	2,022

イ ショートステイ・トワイライトステイの実施状況

児童を養育している家庭の保護者が、疾病や仕事等の事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童福祉施設のショートステイやトワイライトステイにおいて一定期間養育することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図っています。

ショートステイは、市内11箇所の児童福祉施設（乳児院2箇所、児童養護施設8箇所、母子生活支援施設1箇所）に委託して実施しており、うち2箇所については、ショートステイ専用棟を設けています。

トワイライトステイは、市内11箇所の児童福祉施設（児童養護施設8箇所、母子生活支援施設3箇所）に委託して実施しています。

＜ショートステイの利用実績＞

（単位：人日）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ日数	9,079	7,986	8,118	7,950	7,877

＜トワイライトステイの利用実績＞

（単位：人日）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ日数	55	18	23	33	46

(4) 子どもの権利擁護（アドボカシー）のための取組

ア 子どもの権利ノートの配布

児童相談所において、施設等に入所するすべての児童に、子どもの権利について分かりやすく説明した「子どもの権利ノート」（幼児用、学齢期用）を作成し、配布しています。

また、「子どもの権利ノート」には、児童相談所あてのはがき（切手なしで投函できるもの）を添付し、直接相談が受けられるようになっています。

イ 一時保護所におけるアンケートの実施

平成30年度から、一時保護所において、入所後一定期間経過後（2週間程度）と、退所時にアンケートを実施しています。アンケートについては集計を行い、児童相談所の担当者に情報提供するなどにより、フィードバックすることで、一時保護所の運営や、児童の処遇における権利擁護の取組に活用しています。

- (5) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
現在、本市に民間あっせん機関はなく、児童相談所において、特別養子縁組を前提とした委託を行っています。

(6) 児童相談所の体制強化

児童相談所及び第二児童相談所に児童福祉司 61 名（うち、スーパーバイザー 13 名）、児童心理司 18 名を配置しています。

令和元年度には、各区役所・支所子どもはぐくみ室との連携を強化し、児童福祉司増員による体制の強化を図るとともに、迅速かつ効果的な情報連携を図るためのシステムの導入を予定しています。

また、4 名の弁護士と委託契約を締結し、子どもの権利擁護のためのスーパーバイズや、家庭裁判所への代理申立て等の業務を担っています。

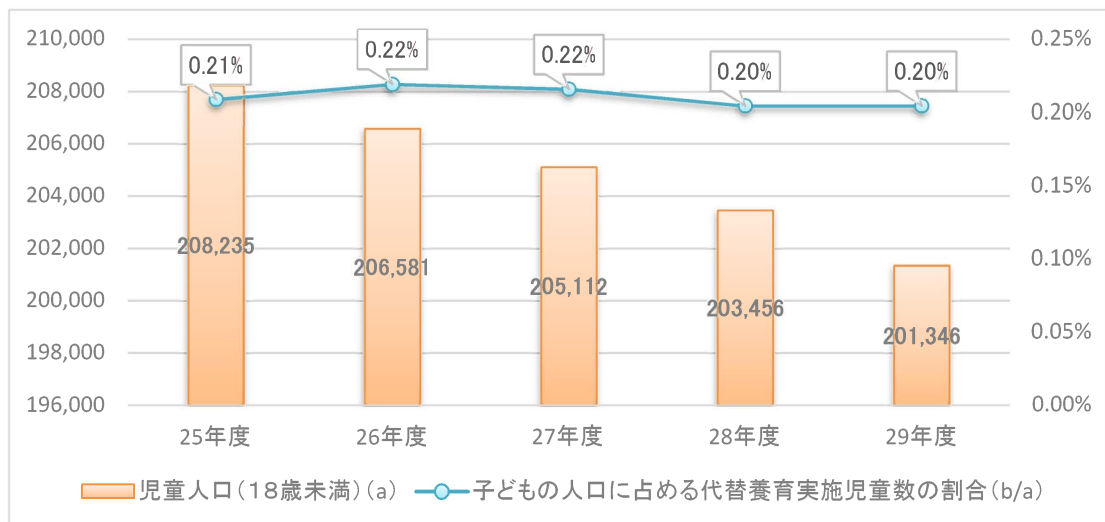
3 京都市における代替養育を必要とする子どもの数の見込み

「京都市家庭的養護推進計画」においては、代替養育を必要とする子ども数を平成 27 年度の実績数値である 438 人を基礎とし、大幅な変動はないと見込んでいましたが、今回、改めて策定要領で示されている算定方式にのっとった算出方法によって時点修正を行うこととされています。

具体的な算定方法については、今後検討を行っていきますが、策定要領に示されている算出の基礎となる数値について、京都市の現状は以下のとおりです。

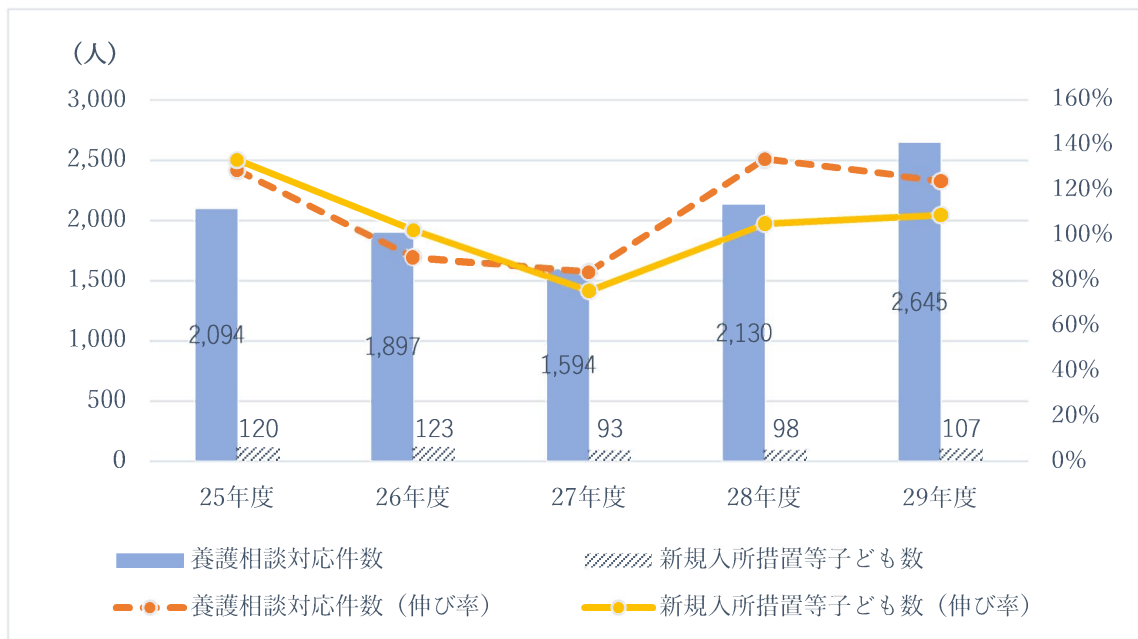
(1) 代替養育を必要とする子ども数の算出

ア 現に入所措置又は里親等委託されている子ども数の子どもの人口に占める割合



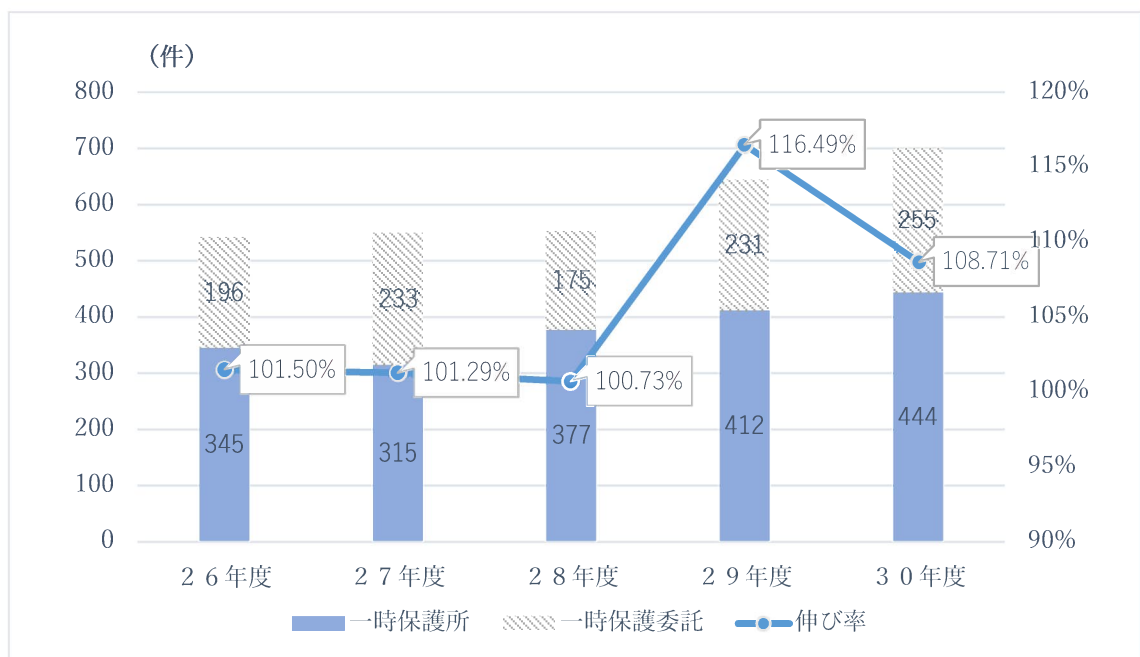
- ・ 割合は 0.20%前後で推移しています。

イ 新規入所措置等子ども数・児童相談所における養護相談対応件数の過去５年間の状況及び伸び率



- ・ 養護相談対応件数の伸び率は平均 108.1%と上昇傾向にあります。
- ・ 新規入所措置等子ども数の伸び率は平均 98.2%とほぼ横ばいです。

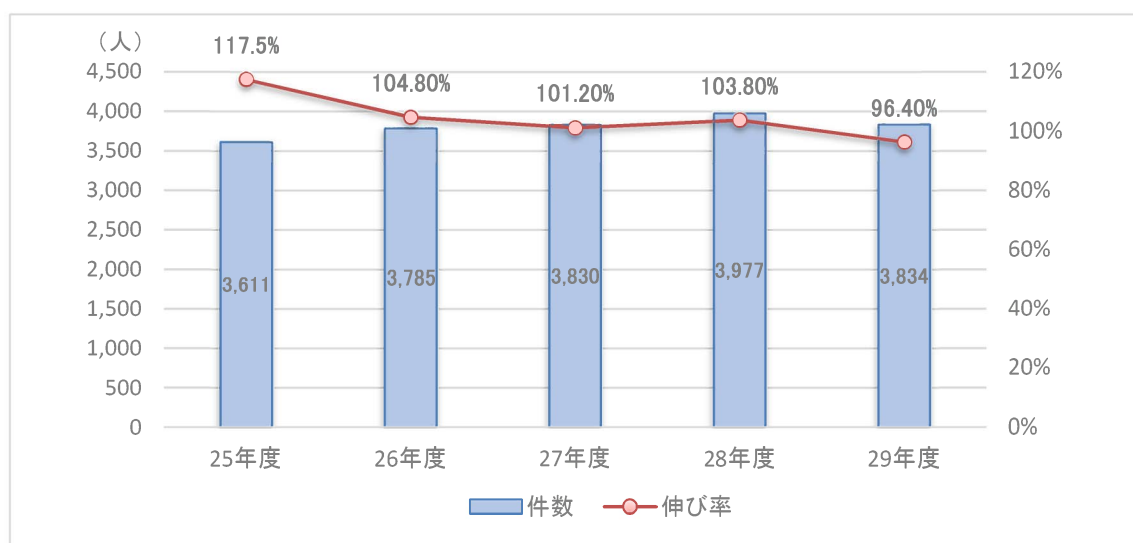
ウ 一時保護所子ども数の過去５年間の状況及び伸び率



(※ 28年度から29年度の全体数の増加は、警察からの通告増加が要因であると推定される。)

- ・ 伸び率の平均は 105.74%とやや上昇傾向です。
- ・ ただし、前述 2(1)のとおり、保護日数はほぼ横ばいとなっています。

エ 市町村の要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数の過去5年間の状況及び伸び率



- ・ 伸び率の平均は104.7%とほぼ横ばいです。
- ・ 虐待相談・通告件数及び認定件数は年々増加していますが、保護者への指導等により短期間で状況が改善する事例も増加していることから、要保護児童対策地域協議会で管理しているケースは、ほぼ横ばいで推移しています。

※ 以下の項目については、その基準や算定方法が不明なため記載していません。

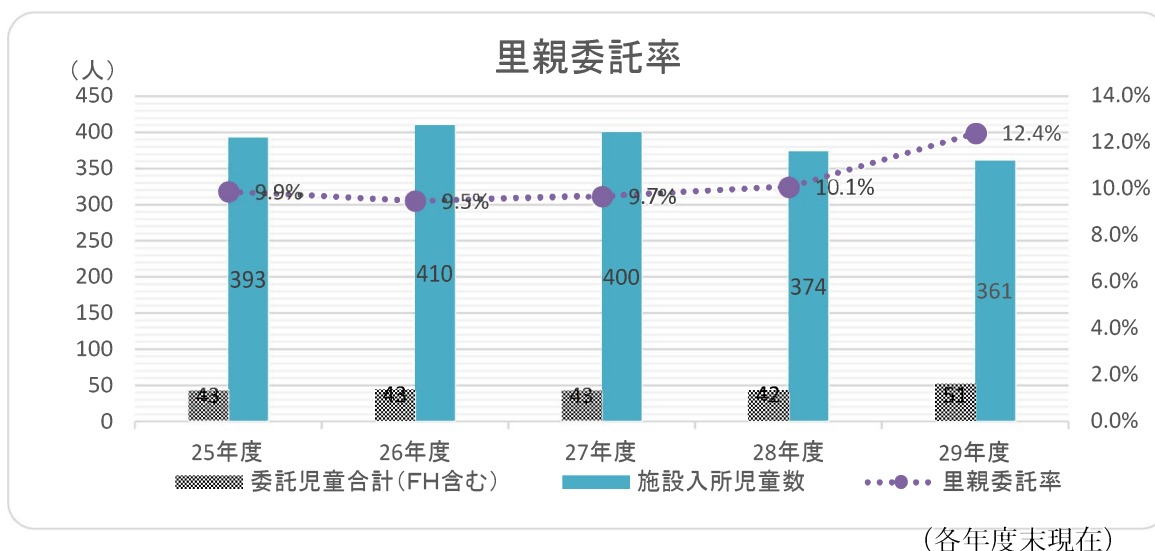
今後、国への照会や、他都市の状況等を確認のうえ、検討を行います。

- ・ 児童相談所で受理した相談等のうち、種々の理由により入所措置又は里親委託をおこなっていないが、入所措置又は里親委託を必要とする可能性がある件数（子ども数）の過去〇年間の状況及び伸び率
- ・ 親子再統合や養子縁組に向けた取組の推進によって代替養育から解除されるケース数の過去〇年間の状況及び伸び率

(2) 里親委託を必要とする子ども数の算出

ア 現に里親委託されている子ども数の代替養育を必要とする（利用している）子ども数に占める割合（ $\text{里親委託児童数} \div \text{施設等入所中児童数} + \text{里親委託児童数}$ ）

<再掲> 里親委託率



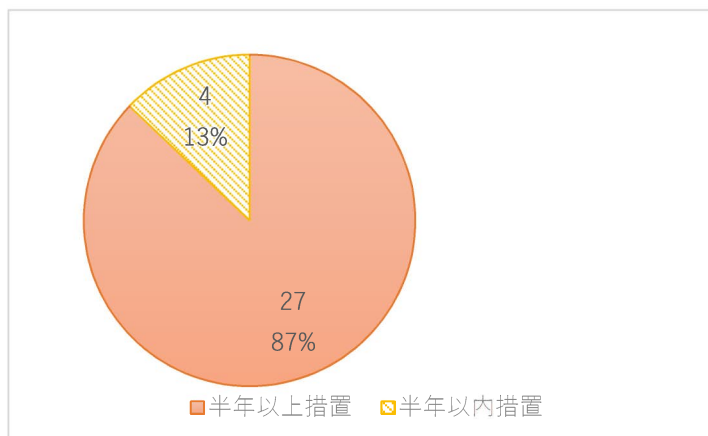
イ 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合

平成30年9月1日から平成31年2月28日までの間に一時保護（委託）を解除した318件のうち、今後の方向性として、里親委託が必要な児童は7件。

ウ 現に入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数の割合

乳幼児

ア) 乳児院に半年以上措置されている乳幼児数

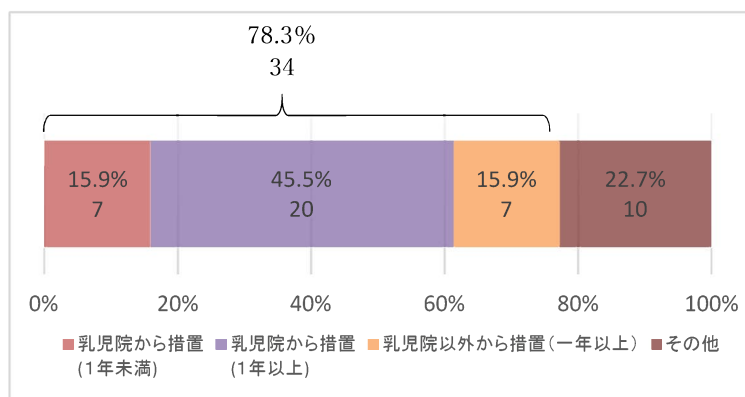


乳児院に措置されている乳幼児のうち、**27名**（87%）が半年以上措置されています。

（平成30年7月現在）

イ) 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数

児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数

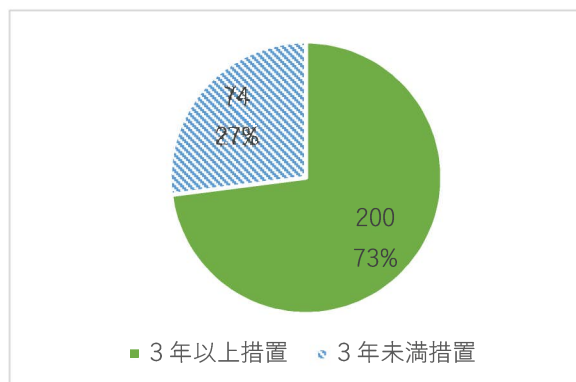


乳児院から措置変更された乳幼児、児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児は、**34名**（78.3%）です。

（平成30年7月現在）

学齢期

ウ) 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数



児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子どもは**200名**（73%）です。

（平成30年7月現在）

エ) 現に施設入所している子どものうち、施設入所が長期化している等、結果として里親等委託が適当であった子ども数

策定要領において、里親等での養育が困難な子どもとは、医療的ケアが必要、問題行動等がある、年長で家族に対する拒否感が強く施設入所が望ましいなどであると示されており、アンケートにより障害や問題行動等の状況を把握することで見込むこととします。

オ) 現に代替養育の対象となっていない在宅の子どもで、代替養育を必要とする可能性が高くなっている子どものうち、里親等委託が必要な子ども数の割合
見込み方や考え方について、今後検討を行います。

4 京都市における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像（案）

新たな社会的養育推進計画では、策定要領に定められた取組を総括し、京都市における社会的養育の体制整備の方向性を定め、全体像を示すこととされています。

今後、本市においては、「ひとりひとりの子どもの状況に応じた支援体制の構築」を目的として、具体的な数値目標の設定や事務事業等について検討を重ねていきます。

(1) 現状と課題

○ 児童養護施設等については、平成27年度に策定した京都市家庭的養護推進計画に基づき、本体施設の小規模かつ地域分散化や、施設における里親支援や退所者支援の推進、高機能化等に向けた取組を行っているところです。

一方で、小規模かつ地域分散化については、現状の措置費制度では、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの職員配置基準が低く、実際の運営に当たっては本体施設の職員を動員せざるを得ない状況にあるなどの課題が見受けられます。

また、里親支援や退所者支援については、現在全施設に専任の職員を配置していますが、現状では、各専任職員の位置づけや取組内容等について整理を行い、また、研修や連絡会の実施により機能強化を図っているところであり、取組としては途上の状況です。

このため、今後、児童養護施設等における小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換について、実効性を持って推進していくためには、本市におけるニーズ状況や取組の進捗状況を踏まえつつ、措置費制度全体の枠組みの中で、方向性を定める必要があります。

○ また、里親委託の推進に当たっては、現状において里親数が不足していることにより、施設等に入所中の児童のうち「里親が確保できない」ことを理由として、里親委託ができていない児童がいることや、児童相談所におけるマッチング機能や相談支援が不足していること等から、今後、里親の新規登録を推進していくとともに、委託前後も含めた相談支援体制を構築する必要があります。

(2) 今後の方向性

- 児童相談所において、社会的養育下にある児童ひとりひとりの状況に応じた、最善の環境を選択できる機能（マッチング機能）の強化を行います。
- また、児童の受入側の体制についても、施設養育・里親養育それぞれの強みを生かした支援体制を構築できるよう取組を進めます。
- 具体的には、施設等については、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を図り、一時保護の充実や里親支援機能の強化等、施設養育の質の向上を図ります。
- 里親については、広報啓発活動の強化等により登録推進の取組を実施するとともに、研修内容の充実や相談体制の充実により、安心して委託できる環境の整備や里親自身のスキルアップを図り、里親委託率の向上を図ります。
- 施設養育や里親養育が必要な児童ではないものの、地域（在宅）における支援が必要な児童に対しても、各区役所・支所の子どもはぐくみ室における子育て支援施策等の活用や、子育て支援機関等との連携により、地域ぐるみの身近で寄り添った支援が行えるよう取組を進めます。

○社会的養育推進計画に向けたスケジュール

時 期	「支援を必要とする子どものための部会」スケジュール
令和元年 6 月	【第一回検討会開催（本日）】 ○ 新計画策定に係る現状等の説明
7 月	【第二回検討会開催】 ○ 市全体の計画の大きな方向性（案）をまとめる 【各施設における計画案策定依頼→策定】 （※） 必要に応じて各施設へのヒアリングを実施
8 月	【第三回検討会開催】 ○市全体の計画（案）について策定
9 月	【パブリックコメント実施】
10 月	
令和 2 年 1 月	【計画の策定・公表】